

平成 21 年 7 月 16 日

「通信・放送の総合的な法体系の在り方」＜平成 20 年諮問第 14 号＞答申（案）に対する意見

郵便番号： 730-8504

住所： (ひろしましなかくもとまち21ばん3ごう)  
広島市中区基町21番3号

氏名： 株式会社中国放送

代表取締役社長 (あんどう よしひろ)  
安東 善博

項目	意見
<p><u>2.伝送設備規律</u></p> <p>(3) 迅速な新サービス・新製品の導入の促進</p> <p>②無線局に係る手続きの見直し</p> <p>ア P5 の 25 行目から 27 行目まで</p>	<p>携帯電話基地局等の無線局への包括的免許により、これまで実施されてきた放送事業者の既存局への妨害等の事前調査および、放送事業者への事前の確認作業等が失われないように措置すべき。</p>
<p><u>4.コンテンツ規律</u></p> <p>(3) 具体的規律</p> <p>①一定の放送を確保するための規律</p> <p>イ 放送を確保するための枠組みの対象・内容</p> <p>P13 の 2 行目から 4 行目まで</p>	<p>国はこれまでの放送普及基本計画に基づき放送の秩序を維持してきた。放送対象地域が都道府県単位となっていることの歴史的・地域的事実等を十分ふまえ、無秩序な放送エリアの拡大につながらないように、そして今以上に豊富な地域情報が発信可能になるよう考慮すべき。</p>
<p><u>4.コンテンツ規律</u></p> <p>(3) 具体的規律</p> <p>⑤再送信制度の在り方</p> <p>イ 裁定制度</p> <p>P16 の 25 行目から 39 行目まで</p>	<p>地上放送のケーブルテレビ再送信における裁定制度は、地上放送の根幹である地域免許と相容れない制度であるため、廃止すべき。</p> <p>「受信者の利益保護」の元、他県の地上放送の再送信を進めることは、当該県（自県）の放送事業者の経営を圧迫し、活発な地域情報の収集・発信の後退に繋がる。最終的には当該県の県民・受信者が不利益を被ることになる。</p>

項目	意見
<p>4.コンテンツ規律</p> <p>(3) 具体的規律</p> <p>④表現の自由享有基準</p> <p>ア 総論</p> <p>    P15の35行目からP16の1行目まで</p> <p>および</p> <p>イ 各論</p> <p>    P16の3行目から9行目まで</p>	<p>表現の自由享有基準について、『多元性』『多様性』『地域性』の確保に大きな支障を及ぼさない範囲で」とあるが、明</p> <p>確な基準を示すべき。</p> <p>また、その基準は「多元性」「多様性」「地域性」の確保の観点から考えられるべきものである。</p>
<p>3.伝送サービス規律</p> <p>(3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保</p> <p>    P9の22行目から34行目まで</p>	<p>民放事業者は放送事故防止に向けた取り組みを常に続けている。当社ではデジタル放送設備において放送設備の二重化は、重要局はもちろん小規模局でもほぼ全局所で行っており、全ての中継局で非常電源の設置を行っている。</p> <p>今後の具体的な取り組みに当たっては民放事業者の実情について十分に情報交換しながら、行き過ぎたものにならないよう検討していただきたい。</p>

以上